

立川市練成館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月19日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市スポーツに関する事務の管理及び執行に関する条例（平成27年立川市条例第 号）の施行による。

立川市練成館条例の一部を改正する条例

立川市練成館条例（昭和38年立川市条例第77号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用)</p> <p>第3条 練成館を使用しようとする者は、その旨を<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、次に掲げる各号の一に該当すると認められた場合においては、その使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条の2 練成館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条の3 練成館の開館時間は、午前6時から午後9時30分までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。</p> <p>(使用条件の変更等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、使用者が次に掲げる各号の一に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) この条例に違反し、又は<u>市長</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(3) ……略……</p>	<p>(使用)</p> <p>第3条 練成館を使用しようとする者は、その旨を立川市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる各号の一に該当すると認められた場合においては、その使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条の2 練成館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条の3 練成館の開館時間は、午前6時から午後9時30分までとする。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。</p> <p>(使用条件の変更等)</p> <p>第5条 <u>委員会</u>は、使用者が次に掲げる各号の一に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) この条例に違反し、又は<u>委員会</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(3) ……略……</p>

2. ……略……

(損害賠償)

第9条 使用者は、練成館の使用に際して建物及び附属物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別にこれを定める。

別表 (第6条関係)

使用種別	施設区分	使用区分	使用料
……略……	……略……	……略……	……略……

備考

(1)～(5) ……略……

(6) 附属設備及び備品を使用するときは、それぞれにつき、使用区分ごとに5,000円以内の範囲で市長が定めた額を加算する。

(7) ……略……

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 ……略……

(損害賠償)

第9条 使用者は、練成館の使用に際して建物及び附属物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

別表 (第6条関係)

使用種別	施設区分	使用区分	使用料
……略……	……略……	……略……	……略……

備考

(1)～(5) ……略……

(6) 附属設備及び備品を使用するときは、それぞれにつき、使用区分ごとに5,000円以内の範囲で委員会が定めた額を加算する。

(7) ……略……

